# みなかみ町 子ども・子育て支援事業計画(仮)

(平成27年度~平成31年度)

# 素案

# 目 次

户	_	무																											
1		計画	ī策定	こしあ	5 <i>†</i> =	って	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
		(1)	計画	Īの背	景。	と趣	旨	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•			•			•	•		2
		(2)	計画	iの位	置	づけ	٠.	•	•	•	•	•	•						•	•			•			•			3
		(3)	計画	ī期間	] •		•	•	•	•	•	•							•	•			•			•			3
		(4)	計画	īの策	定	体制		•	•	•	•	•							•	•			•			•			4
第	1 i	章	子と	ŀŧ ·	• 子	-育	て	を	取	<i>! !</i>	差	<u></u>	( 3	現	状														
1		児童	人口	等の	推	移•		•		•	•	•							•	•	•	•	•	•	•	•			6
		(1)	児童	人口	1の	推移	ζ.	•			•	•							•	•	•	•	•	•	•				6
		(2)	出生	の動	向向			•		•	•	•							•	•	•	•	•	•	•	•			7
		(3)	幼稚	園、	保	育園	等	の	状	況	•	•							•	•	•	•	•			•			8
第	2 ]	章	計画	iの体	本系	•																							
1		基本	理念				•	•		•	•	•							•	•	•	•	•			•		1	6
		『子	- * 新	が安	心	でき	安	全	で	ゅ	ح	IJ	を	感	じ	る	ま	ち	に	]									
2	2.	基本	目標	Į				•		•	•	•							•	•	•	•	•	•	•	•		1	7
		<b>♦</b> す	べて	の子	: ٹے ک	もた	:ち	が	心	身	ح	ŧ	に	健	ゃ	か	に	育	つ	ま	ち								
		<b>♦</b> す	べて	の親	が	安心	いし	て	子	ځ	ŧ	を	産	み	•	育	て	b	れ	る	ま	ち							
3	3.	施策	の体	系•			•	•		•	•	•							•	•			•			•		1	8
		(1)	子と	ŧσ	健原	康增	進	1=	つ	い	て	•							•	•	•	•	•	•	•			1	8
		1	)子と	きもや	母親	親の	)健	康	の	確	保	に	つ	い	て				•	•	•	•	•	•	•	•		1	8
		2	『食	育』	の	推進	1=	つ	い	て	•	•							•	•	•	•	•	•	•	•		1	8
		(2)	子と	きもの	発:	達支	援	:1=	つ	い	て	•							•	•	•	•	•	•	•	•		1	9
		1	親子	- の居	場	所つ	<b>うく</b>	IJ	に	つ	い	て							•	•	•	•	•	•	•	•		1	9
		2	発達	重の気	にに	なる	子	۲	ŧ	^	の	支	援	に	つ	い	て		•	•	•	•	•			•		1	9
		3	思春	期の	保	健対	策	に	つ	い	て	•							•	•	•	•						1	9
		(3)	<b>子</b> 苔	፣ ተ	特	抽价	1台	坦	か	돲	滤	ı –	<b>つ</b>	١.	7													2	c

①相談体制の強化・・・・・・	2 0
②要支援家庭への対応について・	2 0
③出産前後の精神的負担の軽減に	こついて・・・・・・・20
④子育て支援事業をわかりやすく	伝えるために・・・・・・21
(4) 子育ての経済的負担の軽減につ	いて・・・・・・・21
①出産時の経済的負担軽減・・・	2 2
②子育て家庭が定住するための経	済的負担軽減・・・・・・・22
③その他の経済的負担軽減・・・	2 2
(5)子育てと仕事の両立	
(ワークライフバラ	シス)について・・・・・22
①安心して仕事をするための教育	、保育環境・・・・・・・23
②仕事などのライフスタイルの多	様化に対応した保育環境・・・23
③一時的、短期的に子どもを預か	ってほしい場合の保育環境・・24
④子育て環境の向上を目指した事	「業者との連携・・・・・・24
第3章 量の見込みと確保方策	
1. 教育、保育の量の見込みと確保方策	2 6
(1)幼稚園、保育園、認定こども園	]などについて・・・・・・26
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の	見込みと確保方策・・・・・28
(1)利用者支援事業・・・・・・	28
(2)地域子育て支援拠点事業・・・	2 9
(3)妊婦健康診査・・・・・・・	2 9
(4)乳児家庭全戸訪問事業・・・・	3 0
(5) - 1養育支援訪問事業・・・・	
(5) -2子どもを守る地域ネットワ	
(6)子育て短期支援事業・・・・・	
(7) ファミリー・サポート・センタ	
	」活動支援事業)・・・・・31
(8) 一時預かり事業・・・・・・	
(0)一時担かり事業・・・・・	

	(9)	延	長保育	育事	業•	•		•		•	•	•		•	•			•		•	•				•	3	3	
	(10)	病」	見・非	病後!	見保	育	事第	ۥ																		3	3	
	(11)	放記	果後!	見童	建全	育	成事	業	•					•						•	•				•	3	4	
	(12)	実	貴徴」	仅に(	系る	補	足約	合付	を	行	う	事	業	•						•	•				•	3	5	
	(13)	多村	兼な:	主体7	が本	制	度に	参	入	す	る	٦	ع	を	促:	進	す	る	た	め	<b>の</b>	事	業			3	5	
資米	糾編																											
1	. 子	ども	• 子ī	育てき	会議	Ē •						•						•								3	8	
	(1)	委員	員構原	戎 •				•						•						•					•	3	8	
	(2)	会記	義の	開催!	ط∃	審	議戍	容						•	•					•	•				•	3	9	
	(3)	設記	置条值	列 -		•																				4	3	
2	. 子	ども	• 子ī	育て	支援	削し	関す	トる	=	.—	ズ	調	査													4	5	
	(1)		ーズ፤	調査	実施	ゴに	つし	いて	•																	4	5	
	(2)		ーズ፤	調査	票•	•																				4	7	
		1)	就事	学児園	童用	調	查票	Ę.																		4	7	
		2)	就	学前!	児童	用	調査	票	•																	6	9	
	(3)		ーズ፤	調査網	結果	集	計表	₹•																		9	5	
		1)	就	学児』	童用	調	査約	課	.集	計	表															9	5	
		2)	就	学前!	見童	用	調査	£結	果																1	1	5	
	(4)	関	車条値	列																								
		1)	みり	なかる	み町	特	定教	対育		保	育	施	設.	及	び	特	定	地	域	型·	保	育	事	業				
			のi	運営(	こ関	す	る基	华	を	定	め	る	条 <sup>·</sup>	例											1	3	9	
		2)	みり	なかる	み町	家	庭的	勺保	:育	事	業	等	の	設	備	及	び	運	営	に	對	す	る					
			基差	準を欠	定め	る	条例	ij •																	1	6	0	
		3)	247	なかる	み町	放	課後	划	,童	健	全	育	成	事	業	の	設	備	及	び	運	営	に					
			関で	する	基準	を	定战	りる	条	例															1	7	9	
		4)	みり	なかる	み町	保	育₫	)必	要	性	の	認	定	に	関	す	る	条	例						1	8	5	

# 序章

# 1. 計画策定にあたって

## (1) 計画の背景と趣旨

平成17年10月の合併後、町では「次世代育成支援計画」(前期計画:H17年度~H21年度、後期計画:H22年度~H26年度)に基づき、子育て支援の充実を図ってきました。さらに、平成20年9月には「子育て支援条例」を制定し、保護者、町民、事業者、学校、関連団体、行政の役割を明確にし、より一層の子育て支援の充実を図るための施策を実施しております。

平成25年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格実施されることになりました。

#### ※子ども・子育て関連3法とは

- ①「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成24年法律第67号)

「子ども・子育て支援新制度」は子育て関連3法に基づき

- ①幼稚園と保育園の機能面の長所を一つにした「認定こども園」の普及
- ②待機児童の解消のため、保育の場を増やして、子育てしやすい、働きやすい 社会の構築
- ③幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上
- ④子どもが減少している地域の子育て支援の充実
- 以上4つの取り組みを進めていく制度です。

町では、国の指針に沿って、町の実情に即した効率的で効果的な子育で支援の充実、環境の整備を計画的に実施するため、本計画において、平成27年4月からの5年間の町の子育で支援に関する取り組みを定めています。

# (2)計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・ 子育て支援事業計画」となります。

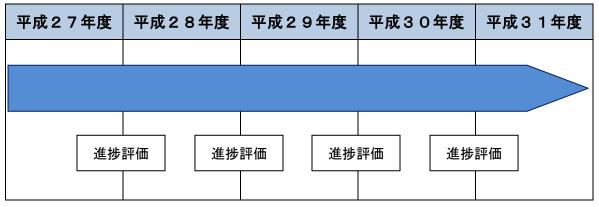
※子ども・子育て支援法第61条第1項を抜粋

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な 実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。) を定めるものとする。

#### (3)計画期間

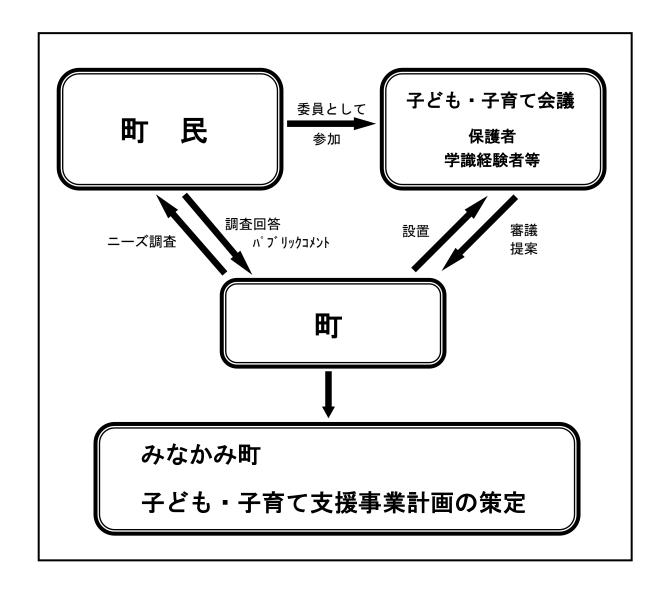
本計画は、5年間を1期とし、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。



計画については、年度ごとに評価をし、必要に応じて見直しを検討しながら 実施していきます。

# (4)計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、子育て家庭へのニーズ調査を実施した中で、現在の実情・ニーズを把握し、町に設置した子ども・子育て会議の保護者や事業者、学識経験者などの意見を参考として計画案を作成します。さらにパブリックコメントにより町民の皆さまの意見を反映させ、みなかみ町子ども・子育て支援事業計画を策定します。



# 第1章

子ども・子育てを 取り巻く現状について

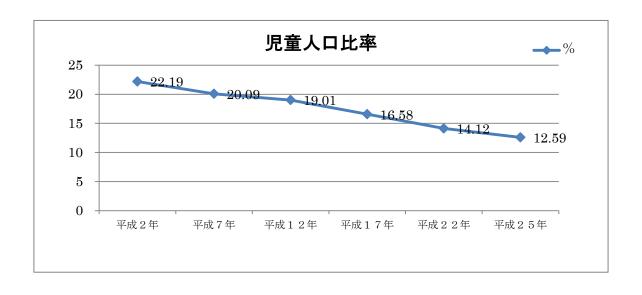
# 1. 児童人口等の推移

#### (1)児童人口の推移

町の総人口の減少(平成2年26,540人→平成25年21,135人)に伴い、 児童人口(O歳~17歳人口)も減少となっています。総人口に占める児童人口の割合は、平成12年度以降全国平均を下回っています。

#### (児童人口の推移)

		町	県	全国			町	県	全国
	男	2, 981				男	1, 955		
	女	2, 908				女	1, 909		
平成2年	計	5, 889			平成17年	計	3, 864		
	総人口	26, 540				総人口	23, 310		
	%	22. 19	23. 74			%	16. 58	17. 58	16. 70
	男	2, 676				男	1, 495		
	女	2, 597				女	1, 519		
平成7年	計	5, 273			平成22年	計	3, 014		
	総人口	26, 252				総人口	21, 345		
	%	20. 09	20. 58	19. 88		%	14. 12	16. 72	15. 97
	男	2, 417				男	1, 315		
平成12年	女	2, 328				女	1, 346		
	計	4, 745			平成25年	計	2, 661		
	総人口	24, 959				総人口	21, 135		
	%	19. 01	18. 77	18. 06		%	12. 59		

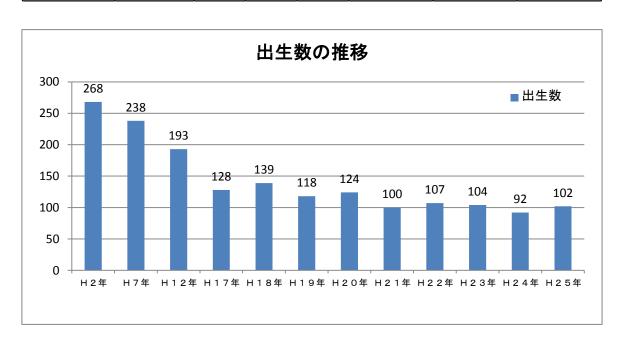


# (2) 出生の動向

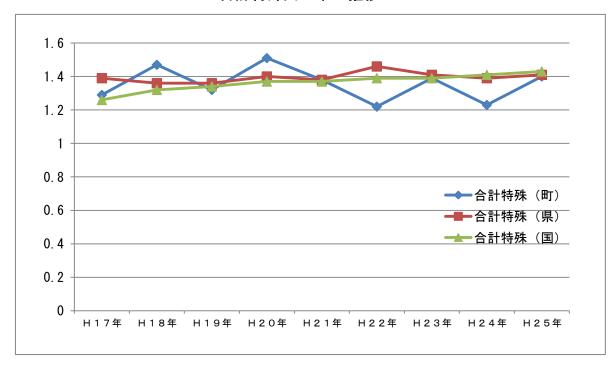
出生数は減少傾向にあります。また、町の特殊出生率をみると、近年、群 馬県・全国の値を下回ることが多くなっています。

#### (合計特殊出生率の推移)

	山 <i>什</i> 米b			î	合計特殊出生	率	
	出生数	月夜野	水上	新治	みなかみ町	群馬県	全国
平成2年	268	2. 05	1. 59	1.84	_	1. 66	1. 54
平成7年	238	1.85	1. 50	1. 73	_	1. 58	1. 42
平成12年	193	1.66	1. 48	1. 60	_	1. 49	1. 36
平成17年	128	_	_	_	1. 29	1. 39	1. 26
平成18年	139	ı	1	-	1. 47	1. 36	1. 32
平成19年	118	ı	_	_	1. 32	1. 36	1. 34
平成20年	124	ı	1	-	1. 51	1. 40	1. 37
平成21年	100	ı	1	-	1. 38	1. 38	1. 37
平成22年	107	ı	1	-	1. 22	1. 46	1. 39
平成23年	104	_	_	_	1. 39	1. 41	1. 39
平成24年	92	_	_	_	1. 23	1. 39	1. 41
平成25年	102	_	_	_	1. 40	1. 41	1. 43



# 合計特殊出生率の推移



※合計特殊出生率とは、1人の女性が生涯に何人の子供を産むかを表す数値。 15~49歳の 女性の年齢別出生率を合計したもの。

#### (3) 幼稚園・保育園等の状況

みなかみ町には、公立幼稚園3園、公立保育園1園、公立こども園1園、 私立保育園1園、私立こども園1園の計7つの保育、教育施設があります。

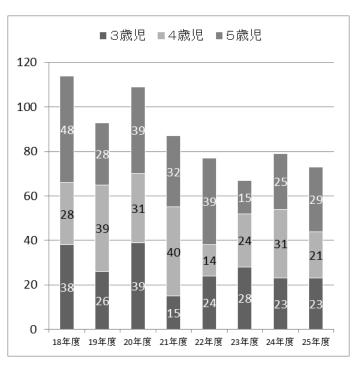
#### 月夜野地区

(公立)	月夜野幼稚園	定員	280名			
(公立)	月夜野幼稚園下牧分園	定員	105名			
(公立)	月夜野北幼稚園	定員	105名			
(私立)	月夜野保育園	定員	110名			
水上地区						
(公立)	第三保育園	定員	20名			
(私立)	水上わかくりこども園	定員	幼稚園	60名	保育園	70名
新治地区						

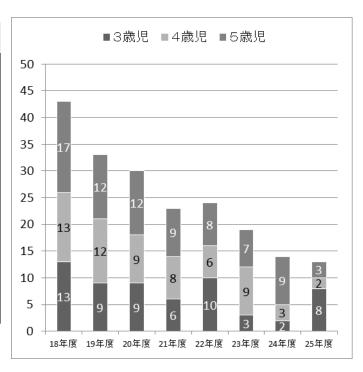
(公立) にいはるこども園 定員 幼稚園105名 保育園 70名

# 公立幼稚園入園者数の推移(平成18年度~平成25年度)

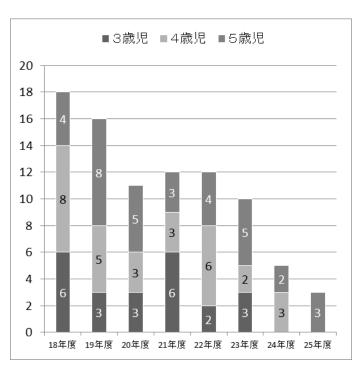
-						
月夜野幼	幼稚園		(5/1時点	į)		
	3歳児	4歳児	5歳児	計(人)		
18年度	38	28	48	114		
19年度	26	39	28	93		
20年度	39	31	39	109		
21年度	15	40	32	87		
22年度	24	14	39	77		
23年度	28	24	15	67		
24年度	23	31	25	79		
25年度	23	21	29	73		



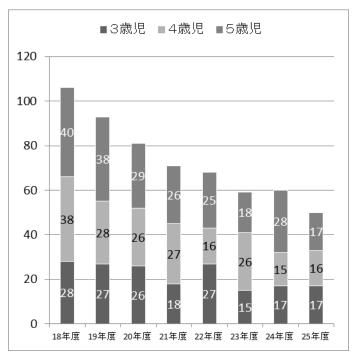
月夜野幼	幼稚園下	(5/1時点)				
	3歳児	4歳児	5歳児	計(人)		
18年度	13	13	17	43		
19年度	9	12	12	33		
20年度	9	9	12	30		
21年度	6	8	9	23		
22年度	10	6	8	24		
23年度	3	9	7	19		
24年度	2	3	9	14		
25年度	8	2	3	13		



月夜野	北幼稚園		(5/1時点)					
	3歳児	4歳児	5歳児	計(人)				
18年度	6	8	4	18				
19年度	3	5	8	16				
20年度	3	3	5	11				
21年度	6	3	3	12				
22年度	2	6	4	12				
23年度	3	2	5	10				
24年度	0	3	2	5				
25年度	0	0	3	3				

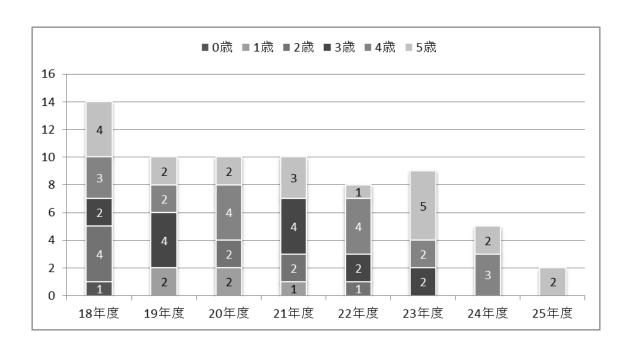


にいはる	5幼稚園		(5/1時点)								
	3歳児	4歳児	5歳児	計(人)							
18年度	28	38	40	106							
19年度	27	28	38	93							
20年度	26	26	29	81							
21年度	18	27	26	71							
22年度	27	16	25	68							
23年度	15	26	18	59							
24年度	17	15	28	60							
25年度	17	16	17	50							
※にいはるこども園幼稚園児(H21年度より)											

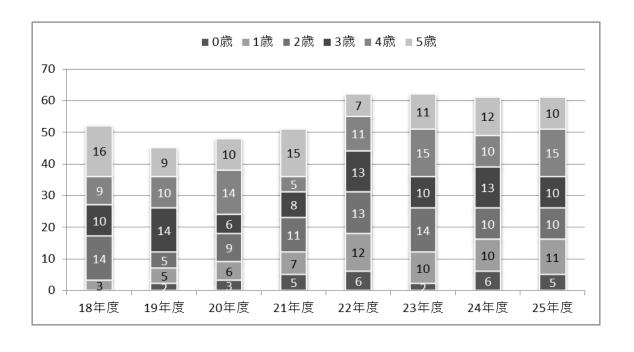


# 公立保育園等入園者数一覧(平成18年度~平成25年度)

公立 第3	三保育園					(10/1時点	.)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
18年度	1	0	4	2	3	4	14
19年度	0	2	0	4	2	2	10
20年度	0	2	2	0	4	2	10
21年度	0	1	2	4	0	3	10
22年度	0	0	1	2	4	1	8
23年度	0	0	0	2	2	5	9
24年度	0	0	0	0	3	2	5
25年度	0	0	0	0	0	2	2

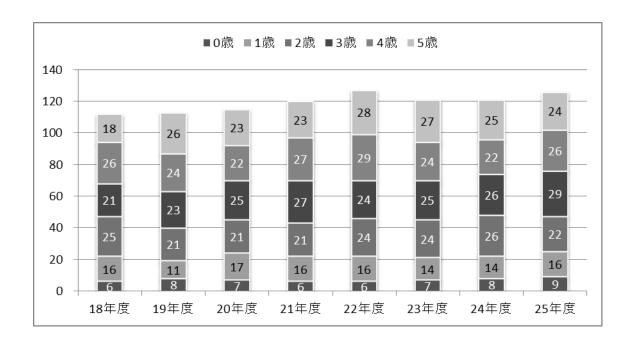


公立にいる	はる保育園					(10/1時点)	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
18年度	0	3	14	10	9	16	52
19年度	2	5	5	14	10	9	45
20年度	3	6	9	6	14	10	48
21年度	5	7	11	8	5	15	51
22年度	6	12	13	13	11	7	62
23年度	2	10	14	10	15	11	62
24年度	6	10	10	13	10	12	61
25年度	5	11	10	10	15	10	61
※にいはるこ	ども園保育園!						

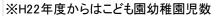


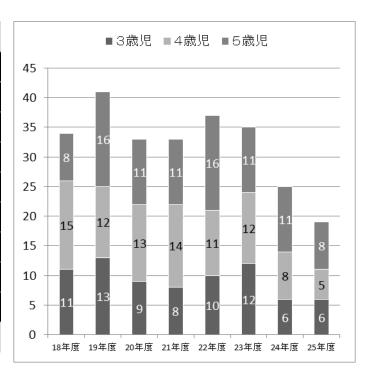
町内私立保育施設入園者数一覧(平成18年度~平成25年度)

私立 月夜	野保育園					(10/1時点)	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
18年度	6	16	25	21	26	18	112
19年度	8	11	21	23	24	26	113
20年度	7	17	21	25	22	23	115
21年度	6	16	21	27	27	23	120
22年度	6	16	24	24	29	28	127
23年度	7	14	24	25	24	27	121
24年度	8	14	26	26	22	25	121
25年度	9	16	22	29	26	24	126
※年齢は入剤							

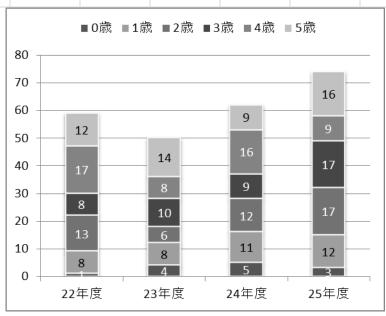


若栗幼科	稚園		(5/1時点)		
	3歳児	4歳児	5歳児	計(人)	
18年度	11	15	8	34	
19年度	13	12	16	41	
20年度	9	13	11	33	
21年度	8	14	11	33	
22年度	10	11	16	37	
23年度	12	12	11	35	
24年度	6	8	11	25	
25年度	6	5	8	19	





私立水上わ	かくりこど	も園保育園	児数				(10/1時点)
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
22年度	1	8	13	8	17	12	59
23年度	4	8	6	10	8	14	50
24年度	5	11	12	9	16	9	62
25年度	3	12	17	17	9	16	74
※H22年度開園							



# 第2章

施策の体系

# 1. 基本理念

# 『子・親が安心でき安全で ゆとりを感じるまちに』

出生数の減少傾向にある近年において、核家族の増加などの理由により、近くに同世代の子どもがいない家庭や子育てにおける悩みや問題を解決できない例が多くなってきております。

親がゆとりを持ち安心して子どもを産み、育てられる環境づくりのため、子育てについての不安解消や情報交換、ストレス解消などができる仲間づくりを 積極的に進めることが必要とされております。

また、日々成長している子どもの育ちをあたたかく見守り、応援する家庭環境を醸成させることが必要です。と同時に、子育てとして基本的な生活習慣や規範を身につけさせたり、健康増進のため定期検診や予防接種などを受けさせるなど、親としての責任・義務を再認識することも必要とされております。

さらに、子どもたちに声をかけたり、子どもを育成する活動に参加したり、 子どもを見守る活動に協力するなど、地域で子育て支援に関わり、地域社会が 子育てをあたたかく見守る体制の協働基盤も必要とされております。

このような考え方を基に、この計画の基本理念を設定しました。この基本理 念の現実に向けて、子育てと仕事の両立など保護者の経済的支援を行う町、町 民一人ひとりや子育てに関わる保護者、学校など関係団体・機関等と連携を密 にしながら、その具体化に努めます。

# 2. 基本目標

基本理念を実現するため、次の2つの目標を目指して施策に取り組んでまいります。

# 『すべての子どもたちが 心身ともに健やかに育つまち』

すべての子どもが、家庭の環境や障がいの有無、社会への適応性の違いなど、 どのような要因によっても差別されることなく生命と人権が尊重され、幸せに 育つことが保障されるよう、その必要に応じたサポートを受ける権利を有して おります。

定期検診や予防接種など、子どもの健康増進や悩み事相談、発達支援などにより、心豊かで健全な身体を育みます。もう一つの切り口として、地域全体で子育てを『温かく』かつ『積極的に』子育て家庭を見守り・応援し、子育てに地域が関わる環境を構築し、すべての人がその喜びを感じるまちづくりを目指します。

# 『すべての親が安心して 子どもを産み、育てられるまち』

すべての親が、子育ての孤独・不安・負担を感ずることなく、心身共に安心 して子どもを産み、育てられる機会と環境が保障されるよう、様々なサービス を受ける権利を有しております。

子育ての『精神的負担の軽減』や『経済的負担の軽減』、そして『子育てと 仕事の両立』の支援により不安解消、情報交換、ストレス解消等ができる仲間 づくりなどを積極的に進め、「子どもを産み、育てるならみなかみ町」を合言 葉として、子育てに関わるすべての人がその喜びを感じるまちづくりを目指し ます。

# 3. 施策の体系

## (1)子どもの健康増進について

近年、社会環境の変化により晩婚化が進んでいます。また、核家族化の進展による家族の孤立化、育児不安の増大などが問題視されています。子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母親と子どもの心と体を守る健診、相談・指導体制をこれまで以上に充実させ、妊娠・出産、育児不安を軽減していくことが必要です。

また、安心して妊娠・出産、育児のできる産婦人科・小児科のある医療機関の拡充や、食育の推進により子どもの時から望ましい食習慣を身につけさせることが必要です。

#### ①子どもや母親の健康の確保について

乳幼児健診により発育・発達状況の確認、疾病の早期発見、育児不安の軽減や解消をしていくと共に、ヒブ、肺炎球菌をはじめとする各種定期予防接種の接種勧奨をし、感染症の蔓延および感染症による乳幼児の重度障がいなどを未然に予防していきます。

また、妊娠中は精神的にも不安になることが多いことから、安心して出産ができるよう、乳児・母乳相談を実施します。医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士、保育士等による各種指導や子育てに関する不安や悩みなど各種相談に応じていきます。

さらに、子育て中の保護者が孤独感に陥らないよう、地域の仲間づくり等 に関する情報を提供していきます。

#### ②『食育』の推進について

保育園、幼稚園や小・中学校で給食や体験学習などを通じて、食事のバランスや食べる量を学び、地域でとれる食材や郷土料理、行事食を学び、食への関心を広げられるよう食育教育の充実を図っていきます。

また、「食」を通じた豊かな人間形成、心身の健全育成を図るため、保健・教育等の関係機関と連携し、乳幼児から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習機会や啓発活動、情報提供を推進していきます。

さらに、妊産婦については両親学級などで、特に栄養面を中心に食生活の 改善に向けた学習の機会や情報を提供していきます。

## (2)子どもの発達支援について

いじめ、非行、不登校、ひきこもり、児童虐待など子どもを取り巻く環境には多くの問題があります。様々な要因が考えられますが、少子化、核家族化が進行した時代を過ごしてきた今の親世代は、育児につながる様々な経験が不足しており、言葉、生活習慣、コミュニケーションなど家庭教育が不足していることが一つの要因といえます。子どもが発達していく上で、必要な知識や経験などを提供していくことが重要です。

#### ①親子の居場所づくりについて

平成21年以降、町では地域子育て支援拠点事業を推進しています。現在は、にいはるこども園内地域子育て支援センター汽車ぽっぽと、子育てひろばぽかぽかの2か所の子育て支援拠点があり、就学前の子どもをもつ多くの親子が利用しています。入園前の友達をつくる場として定着しており、様々なイベントを経験し親子そろって成長できる場をつくっています。今後は、地域のバランスを考えながら利用しやすい子育て支援拠点を増やしていくことを検討していきます。

#### ②発達の気になる子どもへの支援について

発達の気になる子どもが増加傾向にあります。先天的なものや環境など 様々な要因が考えられますが、いずれにしても、早い段階で子どもの特徴を 理解し適切な支援を行うことが、その後の成長に大きく影響します。健診時 などに気になる子どもがいた場合、のびのびサークルへの参加を呼びかけて います。のびのびサークルでは、作業療法士、療育支援員、臨床心理士等の 専門職による遊びを中心とした集団活動での観察や助言を実施しています。 また、発達相談会では個別相談を行っています。さらに、コンサルテーショ ンを実施し、幼稚園、保育園、学校等の職員に対し、支援方法を指導してい ます。

今後も、関係機関、専門職と連携しながら、きめ細かな支援を継続していきます。

#### ③思春期の保健対策について

思春期は子どもから大人への移行期であり、生活の行動範囲が広がり、心身ともに大きく変化する時期です。性、喫煙、飲酒などの関心も高まり、思春期特有の問題が出てきます。町では、各学校で開かれる学校保健委員会を通じて、健康に関する正しい知識の普及に努めています。今後も、学校と連

携しながら子どもたちが抱える心と体の問題について対応していきます。

# (3) 子育ての精神的負担の軽減について

町の面積をご存知でしょうか?780平方キロメートル、簡単に言うと、 群馬県の8分の1という広大な面積です。その中で、1年間に産まれる子ど もの数は減少を続け、平成25年度は105名でした。核家族化も進み、子 育ての楽しみや悩みを共有することが困難な現状となっています。特に悩み を共有することが出来ないことは、親にとって精神的負担が大きく、抱え込 んだ末に児童虐待につながるケースもあります。町では、親子の居場所づく りを推進することにより子育て家庭をつなぎ、また、相談体制を整えながら 精神的負担の軽減を図っていきます。

#### ①相談体制の強化

核家族化が進行したことにより、子育てについて身近に相談できる人がいない家庭が増えています。各拠点事業では子育てに関する相談を受け付けており、必要により保健師など専門機関と連携しながら支援しています。また「お茶しませんか」というイベントを実施しています。少しの間、お子さんをスタッフが預かり、数人の親たちだけでお茶を飲みながら、子育ての悩みや情報交換をする時間を設けています。お互いの子育て経験を紹介しながら悩みにこたえています。答えが出なくても、悩みを打ち明けるだけで気分が楽になることもあり、今後も、より相談をしやすい体制を継続していきます。

#### ②要支援家庭への対応について

少子化と核家族化の弊害として、孤立化する子育て家庭がうまれ、子育てに関する不安を抱えたままの結果、児童虐待につながっています。児童虐待は特別な事情を抱えた家庭にだけおこるものではありません。少しのボタンの掛け違いが引き金となり精神的バランスを失い虐待に及んでしまうこともあります。

町では要保護児童対策地域協議会で児童虐待、要支援家庭、特定妊婦について各ケースを把握し、学校、保健師、警察、児童相談所等の関係者と連携して支援しています。今後は、拠点事業や幼稚園、保育園等との連携を強化し、児童虐待の早期発見に努めていきます。

#### ③出産前後の精神的負担の軽減について

出産前後の親はいろいろな不安を抱えています。町では、出産を控える親を対象に、妊娠、出産、育児に関する情報を提供し、安心して出産ができる

ように両親学級を開催しています。また、妊産婦を対象にママヨガ教室を実施しており、ヨガの後のお茶を飲みながら他の妊産婦と会話をすることもストレス解消に役立っています。

出産後は保健推進員によるおめでとう訪問(乳児家庭全戸訪問事業)や保健師による新生児訪問により、母子の様子をうかがい、相談にのっています。育児に対して強く不安を抱いている家庭を見つけた場合は、密に関わりながら支援しています。

今後も親の精神的負担が軽減できるよう、事業を継続し、より細やかな支援 を実施していきます。

#### ④子育て支援事業をわかりやすく伝えるために

町では多くの子育て支援事業を実施していますが、町民の方に伝わっていない、わかりづらいことも多くあるようです。一つの場所で、幼稚園や保育園、子育て支援事業について必要な情報が得られるような体制作りの強化が必要に思われます。子育て新制度では、子育て家庭にわかりやすく情報が伝わるように、利用者支援事業があります。町では、子育て支援拠点ごとに子育てコンシェルジュ(利用者支援員)を配置して、幼稚園、保育園の入園や、各種助成制度など気軽に相談できる体制づくりを検討していきます。

また、町が独自に作成したスマートフォン用「あんしん出産子育て支援」 アプリを利用して、健診や予防接種など情報をわかりやすく発信し、子育て の負担を軽減していきます。

# (4) 子育ての経済的負担の軽減について

毎年実施している町民アンケートによると、約8割の方が、出産や子育てに対して不安となっている具体的な理由として、経済的な負担をあげています。バブル崩壊後の長期経済低迷期、就職氷河期を経験した現在の親世代にとって、経済的な不安が常につきまとう大きな問題となっているかもしれません。

行政による経済的負担軽減策は児童手当等の国による事業を除いて、自治体 ごとに大きく差があります。合併後、町では多くの独自の経済的支援策を実施 しております。今後は、対象者を的確に見極め、地域経済の動向も踏まえて支 援していくことが、より効率的な支援策となり、また、町の子育て環境の向上 につながると思われます。以下は、今後も実施すべき施策内容です。

#### ①出産時の経済的負担軽減

出産費用に関する経済的負担軽減として出産育児一時金が全国一律で支給されていますが、町では、独自に出産後の育児準備に係る経済的負担の軽減を目的に祝金を支給しています。

また、妊婦健診についても14回分の健診費用を助成しています。妊婦健診は、母の体調と、産まれてくる子供の成長を確認する大切な検査です。健診費用は病気でないため、医療保険が使えないことからの経済的な理由により必要な健診を受けられない家庭を出さないためにも助成が必要となります。さらに、不妊治療についても助成制度があります。不妊治療は夫婦にとって精神的にも経済的にも大きな負担となります。相談体制を整え、夫婦に寄り添いながら、経済的負担についても助成をしています。

#### ②子育て家庭が定住するための経済的負担軽減

子育て家庭にとって、マイホームを建てることは大きな夢であり、町で子育てをするための大きな買い物です。町では、町内に新築住宅を建てる子育て家庭を支援するため建築費用の一部を助成しています。「みなかみ町が好き」という若者はたくさんいます。しかし、雇用と居住が確保されない限り、安心して生活することはできません。自然豊かな暮らしの中で子育てを楽しんでもらうためにも、町では住宅建築助成制度を実施しています。

#### ③その他の経済的負担軽減

子どもたちの成長する姿は、親にとって一番の喜びだと思います。しかしながら、成長とともに、進級、進学の際に経済的負担が多くなってゆくのも現実です。町では、小学校入学時、中学校入学時の支援制度として商品券を支給し、学用品や制服等の購入などに利用いただいています。

また、子育て新制度では、幼稚園、保育園、こども園などの実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施する予定になっています。町としても、制度を 見極めながらより効率的な実施を検討します。

# (5) 子育てと仕事の両立(ワークライフバランス)について

ワークライフバランスとは、1980年代アメリカから出始めた考え方ですが、2007年に政府、地方公共団体、経済界等の合意によるワークライフバランス憲章策定以降、日本の子育ての分野でも多く使われるようになった言葉であり、子育てと仕事の両立を指します。

仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものであり、家事、育児などの生活も暮らしには欠かすことのできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びが倍増します。しかし、現実的には、子育てと仕事のどちらか一方を選択せざるを得ない場合も多くあり、女性が子育ての多くを担っている姿が一般的です。その一方で、子育てに積極的に参加し楽しみながら、男性自身も成長していくイクメンと呼ばれる父親も近年は増えています。女性、男性、子育て、仕事のバランスをとるための環境作りは最も重要になります。

#### ①安心して仕事をするための教育、保育環境

仕事と子育ての両立を希望する家庭にとって、子どもを安心して預けられる場所を確保することは、安心して仕事が出来る環境をつくり、安定した生活を送ることが可能になります。

就学前の子どもを持つ親にとって保育園の待機児童問題は人生設計のターニングポイントになりかねません。現在、月夜野地区において、平成28年度開園を目指した私立認定こども園建設計画が進んでいます。平成28年度からは、3つの認定こども園によって、より良い教育、保育環境が保てるよう町としてもバックアップして教育、保育需要に応えていきます。また、通常の保育時間では足りない部分について、延長保育事業や、ファミリー・サポート・センター事業で対応します。

小学校入学後の保育需要を満たす事業として、学童クラブ(放課後児童健全育成事業)があります。子育て新制度では常勤職員の配置を義務付けるなど、学童クラブの充実が求められています。また、厚生労働省と文部科学省により平成26年7月に放課後子ども総合プランが策定され、学童クラブと放課後子ども教室と学校の連携をすることが示されました。町としても、国の動向に合わせながら、学童クラブの拡充を検討していきます。

#### ②仕事などライフスタイルの多様化に対応した保育環境

町の主産業の一つとして観光があげられます。近年では自然を活かしたアウトドアスポーツも盛んになっており、関連の職場も増えています。観光に従事する方にとって、時間、曜日など子どもの保育を必要とする時間等は様々です。また観光業に限らず、ライフスタイルが多様化している現代において、既存の保育園等で保育需要を満たすのは困難です。子育て新制度では、多様な保育需要に対応するために就学前の児童を対象とした地域型保育と呼ばれる①家庭的保育②小規模保育③事業所内保育④居宅訪問型保育の4つが制度化されました。町としても、地域型保育を整備し、様々な保育需要に対応し

ていくことを検討していきます。

#### ③一時的、短期的に子どもを預かってほしい場合の保育環境

急な用事などで保育の必要がでた場合や、幼稚園の長期休み期間中の短期的な保育を必要とする場合、町では、一時預かり事業で対応しています。また、幼稚園の通常時間を延長して保育する事業も既に実施しており、保護者の選択肢を設けています。

保育については、住民参加型の制度もあります。ファミリー・サポート・センター事業は、子どもを預かってほしい会員(おねがい会員)と子どもを預かってもいい会員(まかせて会員)同士による相互援助活動事業です。仕事の始業時間が早く保育園に預けるまでの間の送迎を含んだ保育や、冠婚葬祭時の保育などを依頼することが出来ます。まかせて会員は、センターが主催する研修により、子どもに関する知識を修得しています。今後も、フォローアップ研修などにより、最新の情報を身につけることにより資質を向上していただき、より安心して子どもを預けられる体制を目指します。

就労などで普段、家庭で子どもの面倒をみることが難しい保護者にとって、こどもの病気時などでは、職場や家族の理解や協力を含めた対応が求められます。子育て新制度では、病児保育事業が設けられており、細かくは、病気の回復期にあるが集団保育が困難な子どもを預かる病後児保育と、症状の急変が認められないが病気の回復期に至っていない子どもを預かる病児保育に分かれます。病後児保育は既に実施していますが、病児保育については、町内の病院などと連携して需要を満たしていくよう検討を始めております。また病児保育事業とは別に、既存のファミリー・サポート・センター事業においても、病児・病後児を預かることが出来る運営形態もできることから、制度の拡充を検討していきます。

#### ④子育て環境の向上を目指した事業者との連携

幼い子供にとって、親と多くの時間を過ごすことは、愛着を形成する重要な時間です。平成4年4月に育児介護休業法が施行されて以来、職場の育児に対する考え方も変化しつつあると思います。しかし、実際に育児休業を取ろうとすると、年数やタイミングなどに制約があることが現実で、男性の育児休業に至っては、子どもが産まれた父親の2%に満たない取得率となっています。

育児休業に限らず、子育てをしている方の職場での役割など、町と事業者が連携して子育てしやすい環境の改善に努めていきます。

# 第3章

量の見込みと確保方策

# 1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

## (1) 幼稚園・保育園・認定こども園などについて

幼稚園は、3歳から5歳までの児童を教育する学校施設です。小学校に上がる前に、 生活の基礎を学ぶ大切な場所であり、友達と触れ合い、親以外の大人(先生)と初めて 密接に関わる社会への第1歩です。

保育園では、保護者の日中労働や疾病などを理由に、保育の必要性が認められる場合 に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育園の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービス を総合的に提供する認定こども園があります。

【平成26年度 みなかみ町の現況】 (平成26年10月1日現在)

保育園

1 箇所(利用者数

0人)

幼稚園

3 箇所(利用者数 97人)

認定こども園 2箇所(利用者数 229人)

6 箇所(利用者数 423人)

【平成28年度以降】

保育園

1 箇所

認定こども園 3箇所

合計

4 箇所

#### 1) 年齢の設定

年齢や施設及び事業ごとの設定は以下の様に設定します。

孝	教育・保育施設及び地域型保育事業						
1号認定(教育希望)	満3歳以上で2号認定以外	3~5歳					
2号認定(教育希望)	保育の必要な事由が該当するが、幼稚園利用希望の家庭	3~5歳					
2号認定(保育希望)	保育の必要な事由が該当する家庭	3~5歳					
3号認定(保育希望)	保育の必要な事由が該当する家庭	0~2歳					

#### 2) 3~5歳児幼稚園等の利用(1号認定及び教育希望の2号認定)

#### ①量の見込みの算出根拠

ニーズ調査結果は過去の実績と比較して2割ほど幼稚園などを希望する方が多くなり ましたが、過去の実績を踏まえて量の見込みを設定しました。

#### ②量の見込みと確保の内容

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込み	162	157	155	158	153
確保	1号認定	108	105	104	105	102
方策	2号認定 教育の利用希望が 強い等	54	52	51	53	51

H27年度については、既存の施設で需要を満たしています。H28年度以降は、認

定こども園が3箇所になる予定であり、二一ズ量(見込み量)を確保できる見込みです。 また、2号認定のうち、教育の利用希望が強いと想定される子どもについては、幼稚 園における教育標準時間後の一時預かり事業や認定こども園で二一ズ量を確保できるよう 検討します。

#### 3) 3~5歳の保育園などの利用(保育希望の2号認定)

#### ①量の見込みの算出根拠

ニーズ調査結果は過去実績と比較して2割ほど保育園などを希望する方が少なくなりましたが、ここ数年、幼稚園需要が減り、保育園需要が増えていることを踏まえて量の見込みを設定しました。

#### ②量の見込みと確保の内容

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	量の見込み	174	169	167	169	164
確保	教育・保育	174	169	167	169	164
方策	地域型保育	9	9	9	9	9

H27年度については、既存の施設で需要を満たしています。H28年度以降は、認 定こども園が3箇所になる予定であり、ニーズ量(見込み量)を確保できる見込みです。 また、地域の実情に沿った対応が出来るよう、地域型保育事業についても必要な地域 への整備を検討していきます。

#### 4) 0~2歳児の保育園などの利用(3号認定)

#### ①量の見込みの算出根拠

○歳児の二一ズ調査結果は例年どおりとなりましたが、1~2歳児の二一ズは3割ほど多くありました。過去の実績を踏まえて量の見込みを設定しました。

#### ②量の見込みと確保の内容

(単位:人)

			27年度	平成	.28年度	平成	.29年度	平成	30年度	平成	31年度
		0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
	量の見込み	24	104	23	102	22	96	21	91	20	86
研修力	筆 教育・保育 ・	24	104	23	102	22	96	21	91	20	86
フ	地域型保育	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6

保育需要は、H27年度については既存の施設でニーズ量(見込み量)を確保できるみ込みとなっています。計画期間においても待機児童を生じさせないよう努めていく必要があります。特に、O~2歳児においては、保護者の就労状況や新制度による入所要件の緩和などで保育ニーズが発生する可能性があることから、量の確保に当たっては、認定こども園の施設整備や保育士の確保などを計画的に取り組んでいきます。

また、地域の実情に沿った対応が出来るよう、地域型保育も検討していきます。

#### ※地域型保育とは

- ①家庭的保育…少人数(定員5名以下)の保育
- ②小規模保育…少人数(定員6~19名以下)の保育
- ③事業所内保育…会社などで従業員の子ども、または地域の子どもを一緒に保育

# 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

# (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 1) 量の見込みの算出根拠

H21年度に実施した機構改革により、児童福祉と幼稚園・保育園さらに保健(母子、成人)事業が一つとなり子育て健康課が設置されました。それ以降、子育てに関する支援を同課にて一体的な体制で実施しています。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

(単位:か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2	3	4	4	4
確保方策	2	3	4	4	4

今後は、子育て健康課だけでなく、各地域子育て支援拠点事業実施場所でも利用者支援 を実施していきます。

# (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です

#### 1) 量の見込みの算出根拠

現在活動中の拠点事業(地域子育て支援センター「汽車ぽっぽ」、子育てひろば「ぽかぽか」)の過去の利用実績を踏まえて量の見込みを設定しました。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	(人)	11, 000	11, 000	11, 000	11, 000	11, 000
確保方策	人	11, 000	11, 000	11, 000	11, 000	11, 000
惟休力束	か所	2	3	4	4	4

地域バランスを考え、各地区に配置を検討します。

# (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の 把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた 医学的検査を実施する事業です

#### 1) 量の見込みの算出根拠

現在は、一人につき14回分の健診費用を町が負担していますので、量は人口推計を 基に年間の出生数に14回を乗じて設定しました。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	人	95	90	85	80	75
	回数	1330	1260	1190	1120	1050
確保方策	人	95	90	85	80	75
唯体万束	回数	1330	1260	1190	1120	1050

現在は、一人につき14回分の健診費用を町が92,920円を上限に負担しており、 今後も継続する予定です。

# (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育 環境などの把握を行う事業です

#### 1) 量の見込みの算出根拠

人口推計を基に年間の出生数を推計し全員を対象として見込みを設定しました。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (推計年間出生数)	95	90	85	80	75
確保方策	95	90	85	80	75

保健推進委員により出生者全員の家庭を訪問し、情報提供や相談に対応します。

## (5) - 1養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現在、事業未実施でありますが、類似事業として保健師が訪問等により、指導・助言をしており、今後も養育支援を必要としている家庭の育児などの養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組んでいく必要があります。

# (5) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です

今後も子どもの生命・身体の自由を脅かす児童虐待などについての発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを行っていきます。

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった 児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)です。

#### 1) 量の見込みの算出根拠

ニーズ調査の結果は1名のみの希望でした。この事業は実施施設が限られており、町内に施設はありません。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

(単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み	1	1	1	1	1	
確保方策	広域的に確保することで対応					

# (7) ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 1) 量の見込みの算出根拠

H25年度から事業を開始していますが、地域での相互援助があるためか、ニーズは数字として表れませんでした。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

(単位:人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50

ニーズ調査では制度の周知不足も指摘されており、今後も効果的なPRを行い、会員 の増員を目指し、困った時に助け合える仕組み作りに努めます。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として 昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所に おいて、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

#### 1) 量の見込みの算出根拠

- ①幼稚園などにおける在園児を対象とした一時預かり事業 過去の実績を踏まえると、園児一人あたり年間平均5日の利用となることから、幼稚園を希望する児童数に5日を乗じて設定しました。
- ②保育園等の一時預かり事業(在園児対象ではなく、一時的保育)、 子育て援助活動事業(病児・緊急対応強化事業を除く) 保育園の一時保育事業での過去の実績を踏まえると、就学前児童一人あた

保育園の一時保育事業での過去の実績を踏まえると、就学前児童一人あたり O. 7日の利用となることから、就学前児童数に O. 7日を乗じて設定しました。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

①幼稚園などにおける在園児を対象とした一時預かり事業 (単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1号による 利用	540	525	520	525	510
	2号による 利用	270	260	255	265	255
確保方策	在園児 対象型	810	785	775	790	765

町内3園で幼稚園の預かり保育を実施していますが、新制度後も幼稚園などに通う子 どもを対象とした「一時預かり保育」を実施できるよう、努めます。

②保育園などの一時預かり事業(在園児対象ではなく、一時的保育) (単位:人日) 子育て援助活動事業

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		453	439	425	418	400
確保方策	一時預かり 事業	430	416	402	395	377
	子育て援助 活動支援事業	23	23	23	23	23

認定こども園での一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業により確保していきます。

# (9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において認定こども園、保育園において保育を実施する事業です

#### 1) 量の見込みの算出根拠

ニーズ調査の結果、保育を希望する方で18時台から20時台以降の利用終了時間を希望している人の割合により設定しました。保護者の就労形態の多様化に伴い、今後もニーズが増加することが予想されます。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		26	25	24	23	22
確保方策	人	26	25	24	23	22
	か所	1	3	3	3	3

現在、保育園1箇所で11時間を超える保育を行っていますが、H28年度から全園で 実施に向けて、人材の確保や設備等の整備などの課題解決に向けた取組について、施設と の調整や実施の検討をします。

# (10)病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者が養育できない場合に、病院・保育園に付設された 専用スペース等において、看護師などが一時的に保育を実施する事業です

#### 1) 量の見込みの算出根拠

ニーズ調査により1年に43人の方が希望していることから、一人あたり7日利用を想定して設定しました。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
量の見込み		301	294	280	280	266	
<b>**</b> /2 + **	病後児 保育	301	294	280	280	266	
操 確保方策	病児保育	町内病院等に運営委託を検討					

現在、病後児保育を実施しており、利用実績は少ないものの、アンケート結果から潜在的なニーズがみられます。また、ニーズ調査では、就学前の児童をもつ保護者は「病児・病後児施設を利用したい」という回答を「利用したくない」という回答が上回っており、「できれば仕事を休んで看たい」という回答も多くありました。このようなことからも、保護者が子どもの看護のために仕事を休める環境づくりについて、事業所等への啓発活動などの取り組みも検討します。

# (11) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了 後に専用のスペース等で適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

#### 1) 量の見込みの算出根拠

現在、児童館も小学生の放課後の居場所になっているため、ニーズ調査の学童クラブ希望利用者数に、児童館希望数を加えて設定しました。

#### 2) 量の見込みと確保の内容

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	低学年	69	67	66	67	65
	高学年	60	58	56	52	50
	合計	129	125	122	119	115
確保方策		129	125	122	119	115

(単位:人・箇所)

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	Tan / 12 - 1- / 15	人	129	125	122	119	115
	確保方策	箇 所	6	6	6	6	6
	うち放課後 子ども教室と 一体的に実施	人	30	68	66	64	62
		箇 所	1	2	2	2	2
	うち放課後 子ども教室と - 連携して実施	人	-	_	-	-	-
		箇 所	_	_	_	_	_

H27年度以降は新基準をみたした放課後児童クラブで、需要を満たしていくよう努めます。

また、教育委員会と子育て健康課が連携しつつ、学校の余裕教室の活用を含め、放課後 児童クラブと放課後子ども教室の一体型の取り組みを地域や学校の実情に沿って検討しま す。

# (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払 うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参 加に要する費用などを助成する事業です

事業の導入については、国や県の動向を踏まえ、利用者のニーズを把握し、今後の事業 実施について検討します。

# (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

今後、新規事業の参入があった場合には、事業の導入について検討します。